

独立行政法人日本学術振興会 業務方法書変更(案)について

独立行政法人日本学術振興会業務方法書変更(案) 新旧対照表

現行	変更案
<p>第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項 (先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金)</p> <p>第15条 振興会は、国から交付される補助金により設けられた先端研究助成基金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成を行う。</p> <p>2 振興会は、国から交付される補助金により設けられた研究者海外派遣基金により、我が国の有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、優秀若手研究者海外派遣事業及び組織的な若手研究者等海外派遣プログラムを実施する。</p> <p>3 振興会は、補助金の交付又は事業の実施に必要な事項について、別に取扱要領を定める。</p>	<p>(削る)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>2 平成26年4月1日以降の先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る業務の執行については、なお従前の例による。</p>

変更理由

平成25年度末で先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金が終了することから、両基金に関する事項(第15条)を削除するとともに、平成26年度4月1日以降も引き続き国会報告や会計処理等の残存業務を行うべく、両基金に関する附則を追加する必要があるため。

先端研究助成基金について（概要1）

（1）基金の創設の経緯

- 平成21年度補正予算により、トップ研究者支援を5年にわたり集中的に実施するため、独立行政法人日本学術振興会に『**先端研究助成基金**』を創設
- 当初2,700億円を措置。補正予算の見直しの一環として1,500億に縮減
 - うち、1,000億円を30課題【FIRST】に、500億円を若手・女性研究者等支援【NEXT】に充当

（2）先端研究助成業務に関する業務方法書及び中期目標等

文部科学大臣は、業務方法書の認可や中期目標の策定等の際は、関係行政機関の長に協議、総合科学技術会議の意見を聴取

（3）その他所要の規程の整備

区分経理、基金の運用方法の制限、基金廃止の際の残余额の処理、補助金適正化法の準用、国会報告など

先端研究助成基金

1,500億円

- 研究者を最優先した従来にない研究者支援のための制度の創設
- 我が国の中長期的な国際競争力、底力の強化
- 研究成果の国民及び社会への成果還元

◀ 基金期限：平成25年度末まで ▶

最先端研究開発支援プログラム(FIRST)

1,000億円

- 3～5年で世界のトップを目指した先端的研究(30課題)
- 基礎から応用まで、さまざまな分野が対象
- 1課題当たり総額33億円
- 中心研究者・研究課題例
 - 山中伸弥(京都大学・教授)「iPS細胞再生医療」
 - 細野秀雄(東工大・教授)「新超伝導物質の探索」
 - 田中耕一(島津製作所・フェロー)「次世代質量分析システムの開発」

最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT)

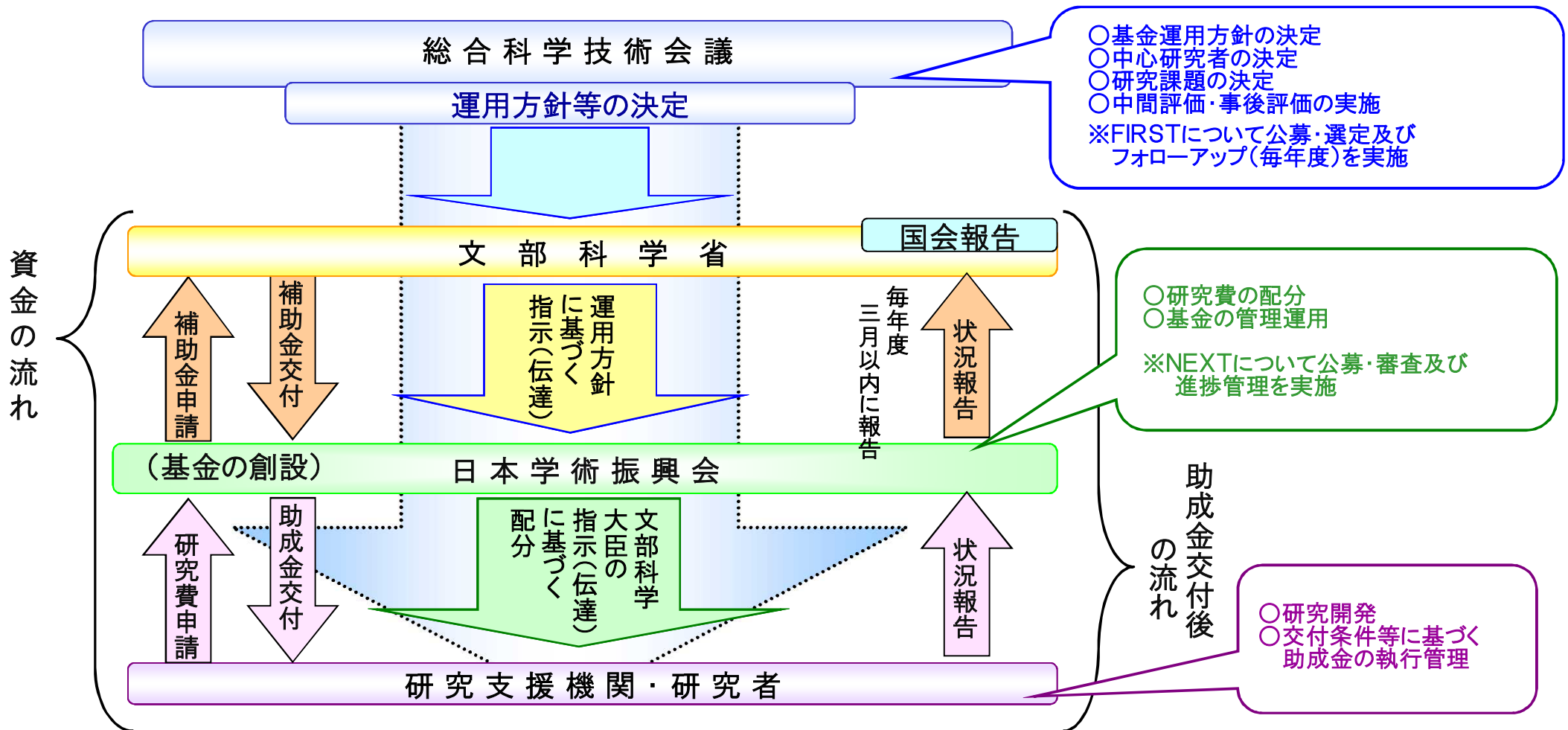
500億円

- 潜在的可能性を持った次世代の若手・女性研究者支援
- 研究対象 グリーン・イノベーション又は ライフ・イノベーション
- 1課題当たり総額1.5億円、329件を採択
- 女性の割合や地域性に考慮
 - ・女性研究者の割合は25%
 - ・各都道府県から最低1件採択

先端研究助成基金について（概要2）

先端研究助成基金においては、我が国の研究開発力や国際競争力の強化を図るため、基金制度を活用した多年度にわたる研究資金の柔軟な使用を可能とし、研究者最優先の研究開発「最先端研究開発支援プログラム(FIRST)」及び若手・女性研究者等への研究支援「最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT)」を進める。

本基金で実施される2つのプログラムは、内閣府（総合科学技術会議）が基金運用方針や中心研究者・研究課題等を決定し、その決定に基づいて研究費の交付に係る業務等の基金運用を独立行政法人日本学術振興会が行う。



若手研究者海外派遣基金について

76億円

基金期限：平成25年度末まで

事業の目的

我が国の将来を担う優秀な若手研究者等を、機動的かつ集中的に海外派遣することにより、研鑽や研究の機会を拡大し、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行う。

- ◆ 独立行政法人日本学術振興会に、研究者海外派遣基金を創設。
- ◆ 当初300億円を措置。補正予算見直しの一環として76億円に縮減。
(既に平成21年度公募を行っていた分のみ派遣を実施。平成22年度以降の公募をとりやめ)

事業の内容

○組織的な若手研究者等海外派遣プログラム【組織支援型】

我が国の大学等研究機関が、将来研究者を志す大学生の研鑽、大学院生等若手研究者の研究活動のための海外派遣を計画し、組織的に派遣することを支援する。

- 対象：大学生、大学院学生、ポスドク、助教等
- 派遣期間：3か月程度（最長1年）
※研究機関への支援は2～3年間
- 交付決定数：39機関96件

○優秀若手研究者海外派遣事業【個人支援型】

優秀な若手研究者を海外の研究機関等に派遣し、海外の研究者と切磋琢磨する機会を提供する。

- 対象：助教等常勤研究者及び特別研究員
- 派遣期間：90日以上、原則12か月以下
(申請内容によっては12か月超も可)
- 交付決定数：常勤研究者187名、特別研究員452名 合計639名

学術研究を総合的に支援する我が国唯一の資金配分機関（ファンディング・エージェンシー）

- 沿革：昭和7年12月 財団法人日本学術振興会 創設（天皇陛下からの御下賜金により）
昭和42年9月 特殊法人日本学術振興会 設立
平成15年10月 独立行政法人日本学術振興会 設立
- 理事長：安西祐一郎 役員数：5名（理事長、理事2名、監事2名） 職員数：147名
- 平成25年度予算：2,683億円
- 事業概要：
 - ① 世界レベルの多様な知の創造
 - （1）科学研究費助成事業、（2）人文学・社会科学の推進、東日本大震災学術調査、（3）研究拠点の形成促進、（4）最先端研究開発支援
 - ② 強固な国際協働ネットワークの構築
 - （1）国際的な共同研究等の促進、（2）国際研究支援ネットワークの形成、（3）世界的な頭脳循環の推進とグローバルに活躍する若手研究者の育成
 - ③ 次世代の人材育成と大学の教育研究機能の向上
 - （1）研究者の養成（特別研究員、振興会賞・育志賞）、（2）若手研究者の海外派遣（海外特別研究員、頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム）、（3）研究者海外派遣業務（基金）、（4）大学の教育研究機能の向上やグローバル化の支援 等
 - ④ エビデンスに基づいた学術振興体制の構築と社会との連携の推進
 - （1）調査・研究、（2）広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用、（3）学術の社会的連携・協力

独立行政法人通則法（抄）

第三章 業務運営

（業務方法書）

- 第二十八条** 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。
 - 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会 日本学術振興会部会運営規則（抄）

（書面による議決）

- 第二条** 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び臨時委員に送付し、その意見を徴収し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。